

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会(第1回)

平成24年9月27日

【村山消費者政策課長】 定刻となりましたので、第1回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催したいと思います。本日は皆様、お忙しい中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本懇談会は、金融庁と消費者庁が共同事務局を担当しております、私、消費者庁消費者政策課長の村山が司会を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。さっそくでございますが、開会に当たりまして、中塚金融担当副大臣、後藤消費者担当副大臣よりそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。初めに中塚金融担当副大臣にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【中塚金融担当副大臣】 皆さん、おはようございます。金融担当副大臣の中塚でございます。このたび、関係10省庁の副大臣及び政務官、今日は欠席の方もいらっしゃるわけでありますが、11名の各分野の有識者の委員の皆さんからなる多重債務問題等に関する懇談会を開催することとなりまして、特に有識者の委員の先生方におかれましては、大変にお忙しい中、ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

従来から大きな社会問題とされてまいりました多重債務問題でありますけれども、平成18年の12月に関係閣僚から成る多重債務者対策本部を設置いたしました。政府を挙げて、全力で取り組んできたところであります。多重債務問題に対処する上では、貸金業法の改正による貸し手への規制のみならず、いろいろな角度から借り手への対策ということも総合的に講じていかなければならん、と思っておるところであります。そのため、引き続き対策本部の枠組みのもとで、関係省庁が協調の上、改正貸金業法の完全施行後の借り手、そして貸し手への状況をフォローする必要があるということで、今回、この懇談会を呼びかけをさせていただいた次第であります。

事務方から後ほど、説明もあると思いますけれども、この間、いろいろな取組みもございまして、多重債務者の数自体は一時期に比べると、減少しているということなのであります、一方で、多重債務者は借金以外にも生活苦の問題でありますとか、それからメンタルヘルスの部分での問題などいろいろな問題を抱えていらっしゃる方が多いと思っております。ですので、ほかの関係部門ともより密接に連携をしていかなくてはならないわけ

でありますし、最近ではクレジットカードのショッピング枠の現金化という新しい形であります、消費者信用に関する課題も生じてきておりまして、さらに対策を充実、強化すべき分野もある、と思っております。

数々申し上げてまいりましたけれども、多重債務者対策本部のもとに、この懇談会を新たに設置をしたゆえんであります、対策の成果を維持をしながら、新たな課題にもしっかりと対応していきたいと思っております。幅広い視点からご検討をいただければと、そう思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。有意義な会合となりますように、どうぞ改めまして、よろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 中塚副大臣、ありがとうございました。続きまして、後藤消費者担当副大臣よりお願ひいたします。

【後藤消費者担当副大臣】 おはようございます。内閣府消費者担当の後藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

設置の経緯につきましては、今、中塚副大臣から申しましたとおりであります。いろいろな形で受け手であります消費者行政と一体になって、関係省庁の政務、そして、今日ご列席の委員の先生方、いろいろなタイプの多面的な観点から議論を進めていただくことが大変必要だと思いますし、今日、何人かの政務が欠席している方もいらっしゃいますけれども、そういう意味で、同じテーブルを囲いながら、関係省庁が連携をしながら、今後の対応に臨んでいきたいと思います。それが、ある意味では、実効性ある仕組みをつくる第一歩になるという趣旨でもございます。

いずれにしましても、先ほど中塚副大臣からお話がありましたように、いろいろな意味で、間口が広い取組みをせざるを得ないと思っています。あれをやれば、これがまた出てくるという形で、ある意味では、多重債務問題というのは受け手と貸し手の両方から、きちんと対策を講じなければ、実効性ある形にはならないという思いもございます。ある意味では、先生方から見れば、もっと早く会合をスタートさせればというご意見もあったと承知をしておりますが、この時期になったことにつきましては、いろいろなことが重なって、おくれたということで、ある意味では、おわびを申し上げなければいけないというふうに思う次第であります。

いずれにしましても、これから、各省からいろいろ今までの施策、新たに自殺対策についても、8月に大綱がまとまりまして、生活支援戦略も議論をいたし、実施をこれからやっていかなければいけないということで、そういうふうなことを、今までの取組みの整

理を、ある意味ではしていただきながら、先生方の貴重な意見を活かして、多重債務問題の効果的な解決につなげていくというふうなことになっていけるように、ぜひ忌憚のないご意見を先生方に賜りながら、この会を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

【村山消費者政策課長】 後藤副大臣、ありがとうございました。

冒頭撮影は、ここまでとさせていただいておりますので、カメラ撮りの皆さん、ご退出をお願いいたします。ご協力、よろしくお願ひいたします。

(報道カメラ退出)

【村山消費者政策課長】 それでは、ただいま両副大臣より本懇談会の趣旨等についても言及がございましたが、懇談会の設置、構成員につきましては、資料の中の資料1、今日は資料が大部になります。恐縮でございますが、一番最初の資料でございます。多重債務及び消費者向け金融等に関する懇談会の設置について、平成24年9月25日というこの資料1がございますので、ごらんいただければと思います。

ここで、出席者のご紹介をさせていただきます。本日、ご出席いただいている有識者の先生方をまずご紹介させていただきます。私から見て、遠いところからになりますけれども、まず日本司法書士会連合会常任理事でいらっしゃいます、安藤委員でございます。

【安藤委員】 よろしくお願ひします。

【村山消費者政策課長】 続きまして、日本貸金業協会、常任理事会長でいらっしゃいます飯島委員でございます。

【飯島委員】 飯島でございます。よろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 埼玉大学教育学部教授でいらっしゃいます重川委員でございます。

【重川委員】 重川でございます。よろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 独立行政法人、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所、自殺予防総合対策センター長でいらっしゃいます竹島委員でございます。

【竹島委員】 竹島でございます。

【村山消費者政策課長】 一般社団法人、全国銀行協会理事でいらっしゃいます高木委員でございます。

【高木委員】 高木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 公益社団法人、全国消費生活相談員協会参与でいらっしゃい

ます田澤委員でございます。

【田澤委員】 田澤でございます。よろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 日本弁護士連合会、多重債務問題検討ワーキングチーム座長でいらっしゃいます新里委員でございます。

【新里委員】 新里です。よろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 最後に経済アナウンサーでいらっしゃいます浜田委員でございます。

【浜田委員】 浜田でございます。よろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 なお本日ご欠席の方々です。中央大学大学院戦略経営研究科教授でいらっしゃいます杉浦委員。それから京都大学大学院法学研究科教授でいらっしゃいます山本委員。生活協同組合連合会グリーンコープ連合常務理事でいらっしゃいます行岡委員。以上3名におかれましては、日程上の都合により、本日はご欠席となっております。

続きまして、各省から政務官等にご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。まず財務省でございます。財務省より若泉政務官でございます。

【若泉政務官】 若泉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 続きまして、厚生労働省でございます。厚生労働省より、津田政務官でございます。

【津田政務官】 津田でございます。よろしくお願ひします。

【村山消費者政策課長】 経済産業省より中根政務官でございます。

【中根政務官】 中根でございます。よろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 なお内閣府、園田政務官でございますが、本日は公務の都合で、後ほど到着していただく予定でございます。

続きまして、警察庁でございます。田中長官官房審議官でございます。

【田中長官官房審議官】 田中です。よろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 総務省でございます。武居大臣官房地域力創造審議官、総務大臣政務官代理としてご出席でございます。

【武居地域力創造審議官】 武居です。よろしくお願ひします。

【村山消費者政策課長】 法務省でございます。大臣政務官代理として、ご出席の井上官房審議官でございます。

【井上官房審議官】 井上です。よろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 文部科学省より同じく代理としてご出席の合田生涯学習政策局長でございます。

【合田生涯学習政策局長】 よろしくお願ひします。

【村山消費者政策課長】 本日は、以上のメンバーで懇談を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。なお後藤副大臣におかれましては、この後、ご公務の関係上、会の途中でご退出ということでございますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。お手元の議事次第をごらんいただければと思いますが、この議事次第に沿って、本日は進めてまいりたいと思います。本日の議事の流れといたしまして、多重債務者対策のこれまでの取組みということで、その経緯等について関係省庁の事務方よりまずご説明いただきたいと思います。

その後、民間委員の先生方からも今お持ちの問題意識、それから今後議論を深めていくべき点について、各委員3分程度でご発言いただき、その後、自由討議の時間を20分程度設けたいと考えております。

それでは、早速ですが、関係省庁からの説明に移りたいと思います。なお全ての関係省庁からの説明が終了した段階で、質疑応答の時間をとりたいと思っておりますので、ご質問のある方はその際にお願いしたいと存じます。それでは初めに、金融庁からご説明をお願いします。

【金融庁】 金融庁の信用機構企画室長でございます。恐縮ながら、席に着きまして、ご説明を申し上げます。

私からは、多重債務問題にかかわります政府の取組みの全般的な経緯、それから概要等についてご紹介を申し上げます。お配りさせていただきました関係資料、資料2-1から2-6まで枝番がございますが、できるだけ広範にご用意いたしましたけれども、時間の制約もございますので、逐一ご紹介するのは難しいかと存じます。ポイントを絞って、簡潔にご紹介いたしますので、ご容赦いただきたいと思います。

まず資料2-1でございますけれども、経緯をさかのぼりますと、平成18年12月に先ほどもお話をございました貸金業法の改正が行われております。これは1枚おめくりいただきました1ページ目にございますような当時、非常に深刻化した多重債務問題、社会問題としての多重債務問題に対処する上で、副大臣のご発言にございましたが、貸し手に

に対する法的な規制を講じるという趣旨で行われたものでございまして、具体的な内容いたしましては、2ページでございますけれども、左側のほうの囲みの中にございますおり、まず貸金業者に対する業態規制を強化するということを措置しております。

また、右手の上の段でございますが、過剰な貸付けを防止するということで、貸金業からの借り入れについて、原則、これを借り手の年収の3分の1までに制限するという、いわゆる総量規制を導入したところでございます。さらに、その下にございますように、法定の上限金利を引き下げるということもあわせて措置しております。この改正法の成立を契機としたとして、同じく平成18年の12月に、これも先ほどお話にございましたが、政府に閣僚級の多重債務者対策本部が設置されております。この本部におきまして、翌年にかけまして、ご議論をいただきまして、平成19年の4月に借り手のための総合的な対策として、多重債務問題改善プログラムの決定を見ております。

資料2-2が、このプログラムの概要及び本文でございます。概要のほうの1枚おめくりいただきました上の段にプログラムのポイントが書かれておりますけれども、ちょうど緑の濃い部分に4つの柱として、書かれております。特に1点目は、相談者に丁寧に対応できる相談窓口の整備・強化を行うということ。2点目として、生活再建等に資するためのセーフティネットの貸付けを提供すること。3点目として、金融経済教育を充実すること。さらに4点目として、ヤミ金融の取り締まりを強化することがポイントとなってございました。

なお多重債務対策本部では平成19年度以降、全国の自治体に向けて、相談の窓口の体制強化を促す一助として、多重債務者相談強化キャンペーンというものを実施しております。これは、この対策本部と日弁連、日本司法書士会連合会、それから法テラスとの共同によりまして、各都道府県に呼びかけをいたしまして、無料相談会の開催等を集中的に行うという趣旨のキャンペーンでございまして、本年もこの9月から年末12月までをキャンペーンの期間として、現在実施をしておるところでございます。

続きまして、資料2-3の関係でございます。貸金業法の改正につきましては先ほど申し上げましたように、非常に大がかりなものであった関係上、その施行は段階的に行うこととされてございました。資料2-1の最後のページに、この段階施行のスケジュールについてまとめたものがございますけれども、本体を施行いたしました平成19年の12月から2年半後の平成22年6月に、最終的に新しい規制を完全施行するということが附則で定まっていたところでございます。その際、同じく改正法の附則の中で、完全施行まで

の間に新たな規制措置を円滑に実施するために講すべき施策、その必要性の有無も含め、その検討を加えて、その結果に応じて、所要の見直しを行うという旨の改正法の附則の規定がございまして、これを受け、平成21年の11月でございますが、金融庁、消費者庁、それから法務省の政務3役をメンバーとするプロジェクトチームが設けられております。

このプロジェクトチームにおきまして、関係者からのヒアリング等を行いまして、法律の完全施行に至るための円滑化のための措置を取りまとめたということでございます。これが資料2-3にございます、「借り手の目線に立った10の方策」というものでございます。この中身に入ってしまいますと、お話が非常に長くなってしまいますが、主な内容といたしましては運用面で必要な規定を法律の施行規則に設けるということでございます。わかりやすい例を1つとさせていただきますと、この資料2-3の3ページ目でございますけれども、個人事業主の方が事業資金を借り入れる場合につきまして、簡素なフォーマットをもって、事業収支の計画を作成されている場合には、これを貸金業法上の総量規制の例外とするという措置を講じたというものでございます。

あわせまして、この「10の方策」では、多重債務問題改善プログラムでの重点項目とされておりました相談体制の強化、セーフティネットの充実、ヤミ金融対策の強化等々に引き続き取り組むということも定められたところでございます。

申し上げましたような経過を経て、改正法が完全施行に至ったわけでございますけれども、この施行をまたいで、制度移行のフォローアップを行う趣旨から再度、金融庁、消費者庁、法務省の政務3役からなるフォローアップチームが平成22年6月に設けられております。この関係は、資料の2-4でございますけれども、このフォローアップチームで改正法に係る制度の周知徹底でありますとか、施行状況、影響についての実態把握、制度の点検などを実施することとしておりまして、関係者のヒアリング、意識調査などを行ったところでございます。このフォローアップチームによる検証の結果が、資料の2-4でございますが、この最後のページをおめくりいただきますと、フォローアップチームの結論が上の四角の囲みの中に書かれてございますけれども、現時点まで、特に制度の見直しが必要となるような実態は把握されていないという結論に至りまして、完全施行から1年経過後の時点でございます平成23年6月にこの旨を対外公表をしたという経過でございます。

さらに資料2-5は、当庁で用意いたしました資料の最後でございますけれども、現在

の状況をあらわす主要なデータをまとめたものでございます。以下、簡単にご紹介を申し上げます。1ページ目でございます。金融庁、地方財務局、それから貸金業協会に寄せられた1日当たりの相談・苦情件数の推移ということで、多重債務問題を含めた貸金業関係の相談・苦情件数でありますけれども、改正法の完全施行直後、22年6月の時点では、ごらんのように1日当たり300件余ありましたものが、直近では200件を下回るような水準となってきております。かなりの落ちつきを見せている状況かと考えております。

2ページ目でございます。貸金業利用者の1人当たりの借入残高の推移が上段に書かれてございますが、金額といたしましては、改正法が公布されて3カ月後、19年3月の時点でおよそ117万円ありましたものが、直近では57万円弱ということになっております。その下の段でございますが、貸金業から5件以上無担保無保証の借入残高がある方の人数は、これも一貫して減少してきておりまして、平成19年の同じく171万人というオーダーが直近の24年8月末では37万人ということになってございます。

3ページ目、4ページ目は貸金業に借入残高がある方のうち総量規制に抵触している方の割合、あるいは延滞者の数でございます。3ページ目が総量規制抵触者の割合、4ページ目が延滞者数の推移でございますけれども、これもいずれも減少傾向にあるということですございます。

5ページ目でございます。多重債務問題改善プログラムの第一の柱でございました相談体制の整備・強化にかかる取組状況ということでまとめさせていただいておりますが、下の囲みの中の1つ目の丸でございます。まず行政の窓口としては、当庁の出先機関でございます地方財務局に平成20年度より相談員を配置いたしまして、相談の受け付けを行っております。加えまして、次の2つ目の丸でございますが、平成19年以降、全国の自治体に相談窓口の設置をお願いしてきておりまして、この結果、直近では全ての都道府県と市町村のうちの95%の市町村に窓口が設置されている状況になっております。市町村段階の窓口の設置状況につきましては、次の6ページにございます。23年9月の時点で、95%の達成比率ということでございます。

なお、こうした実態や財務局の窓口における相談状況について、取りまとめたものが資料の2-6でございます。これは、本日はお時間の関係で説明は省かせていただきますが、参考として後ほどごらんいただければと存じます。

資料2-5の5ページ目に再度お戻りをいただきまして、3つ目の丸の部分でございますけれども、自治体等の相談窓口の相談業務向上、相談員のスキルアップにつなげるため

に、当庁と消費者庁の共同で専門家のご知見も得て、実践的な相談マニュアルを作成して、これを全国自治体にお配りしております。現行の手引き、こういった冊子でございますけれども、平成20年につくられておりました、もとのマニュアルを改訂をいたしまして、債務の問題以外にも相談者が抱えているであろう問題について、あわせて解決が図られるようするため、多重債務相談窓口と他の機関の連携の重要性を特に強調したものとなつております。またメンタルヘルス面における対応でありますとか、家計管理の支援についても記述を充実させております。またこの手引きを普及するために、ブロック単位で金融庁として、自治体職員等を対象とする研修会も催しております。

さらに最後の丸は、先ほど申し上げた繰り返しでございます。毎年9月から12月にかけて、相談強化キャンペーンを展開しており、相談窓口の認知度の向上、PRを図っているところでございます。

7ページ目、こうした取組みを進めてまいりました中で、未登録の貸金業者についての苦情等の受け付け件数ということでございます。平成19年度の1万5,000件弱から平成23年度には7,000件余りで、これも大きく減少してきている状況でございます。

駆け足で大変恐縮でございましたが、私からのご説明は以上でございます。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、消費者庁からの説明ということにさせていただきます。

消費者庁からは、私が説明させていただきます。お手元の資料をうらんいただきたいと存じますが、資料3-1からということになります。内容といたしましては、多重債務問題に対する消費者庁の取組みと、消費者相談としての相談の推移、それからクレジットカード現金化防止キャンペーンをやっておりますので、その取組みについて、ご紹介させていただきたいと思います。

まず消費者庁の取組みということで、資料3-1でございます。平成21年度に消費者庁が発足いたしました。全国の自治体の消費生活センターでは、多重債務に関する相談も寄せられております。こうした相談員の皆様を対象といたしまして、消費者庁所管の独立法人である国民生活センターにおきまして、多重債務問題に関する研修を行ったところでございます。これで、相談の対応力の強化をお願いいたしました。また消費者に対する啓発でございますが、22年度からになります。金融庁作成のパンフレットを消費生活センターで配布したほか、金融庁と連携いたしまして、「あなたは大丈夫？キャンペーン」を、また各省庁と連携して、「クレジットカード現金化防止キャンペーン」を行いました。

平成23年度には、相談員の対応力のさらなる強化のために「多重債務者相談の手引き」という冊子を作成いたしまして、配布しております。このほか、地方自治体における多重債務対策の充実・強化を支援するということで、地方消費者行政活性化基金というものを通じて支援を行っております。

次に、この間の多重債務に関する相談対応ということで、その状況の推移についてまとめてみました。資料3-2をごらんください。貸金業法が改正されたのは、2006年度になりますが、この上のグラフで見まして、2007年度に9万件だった相談件数でございますが、翌年度に9万5,000とピークになったものの、その後、2009年以降、減少しております。2011年度にはピークから半分の4万5,000になっております。下のグラフで見て、直近の月別で見ても、12年8月までこの傾向は続いているように思われます。

主な相談事例ということで、次のページにまとめております。簡単に申しますと、例えば返済が苦しいので、債務整理のやり方について知りたいですとか、債権回収業者が請求に来るわけだけれども、対応方法について知りたい。過払い金請求について、その代行をしてくれるという電話勧誘があったけれども、それが信じられるかどうか。あるいは震災と債務の関係をどう整理できるのだろうか、などといった事例があります。

続きまして、この間、クレジットカードの現金化が問題となったことは、皆さん、ご案内かと思います。次のページからになりますけれども、このクレジットカード現金化に関する相談内容、相談の状況でございます。2010年度、22年度になりますけれども、前年の3倍ほどに急増いたしました。700件余りになりましたけれども、政府のほうといたしましても、クレジットカード現金化防止キャンペーンを行ったのが、この年になります。2010年の12月になります。その後、この相談件数というのが、若干減少傾向にあります。この月別の推移を見ても、12年8月まで減っていると見受けられます。

次のページに主な相談内容も書いておりますけれども、クレジットカード現金化ということで、してしまったようだけれども、解約したい、どのようにしたらいいのだろうかというようなものが多いように見受けられます。

最後に、クレジットカード現金化防止キャンペーンというものを先ほど触れましたけれども、これについての資料をお配りしております。資料の3-3、3-4、3-5になります。消費者庁は、専用サイトを開設いたしまして、それとともにポスター5万枚、チラシ56万部を用意いたしまして、金融機関、それからハローワークなどで掲示、または配

布いたしました。チラシに関しては、3-4をごらんいただければと思います。こういったものを配っております。また街頭での啓発活動も行っておりますし、さらに政府広報のチャンネルを通じまして、さまざまな媒体で広報いたしました。

最後の3-5ですけれども、チラシとティッシュペーパーを街頭、駅の前などで配ったりしてみたのですけれども、その拡大ですけれども、それを参考までに添付させていただきました。

時間の関係で、駆け足でご説明させていただきましたが、消費者庁からは以上のご説明とさせていただきたいと思います。

続きまして、警察庁からご説明をお願いいたします。

【警察庁】 警察庁生活経済対策管理官でございます。簡単ではございますが、私から資料4の1枚ものをご用意いたしましたので、これに沿って説明させていただきます。ヤミ金融事犯の検挙状況でございますが、1番の棒グラフ及び折れ線グラフで示しておりますけれども、年間の検挙件数は減少傾向にございます。また先ほど今年の上半期の検挙件数も発表してございますけれども、上半期だけをとりましても、21年にかけては多少増えましたが、ここ3年少々は減少傾向が見られるかと思います。もう少し詳しく見てみると、検挙事件数でございますが、これは一くくりの事件という意味でこれ自体も減っております。

また、検挙に係る被害人員も減少してございます。傾向といいたしましては、全般的に減少しておりますほか、検挙いたしました事件もわりと小型化が目立っており、被害額も減少しております。性格は違うのですけれども、表の一番下に口座凍結のための情報提供件数というものをつけ加えさせていただいておりますが、これは銀行等の金融機関に対しまして、被害相談等から得られましたヤミ金が利用している口座情報を、警察から提供させていただき、ヤミ金業に係る銀行口座を凍結していただいているというものです。そのための情報提供件数でございます。これは、被害拡大防止に一定の効果があるものと考えておりますが、これにつきましては、20年から統計をとっておりますけれども、平成22年ごろから非常に効果的だということで、力を入れたこともございまして、件数がかなり増えてきているという状況がございます。

続きまして、2番目、主な検挙事例でございます。簡単に検挙事例を出してございますけれども、1番目は大分の事件でございます。これは先ほど、副大臣からも言及がございましたクレジットカードのショッピング枠現金化の事件でございます。ショッピング枠の

現金化事件自体につきましては、実は23年の11月に東京地裁で初めて違法、犯罪であると裁判例上も認められたわけでございます。また、金地金販売を仮装した金銭の貸付けもやっていましたので、事件としては出資法と貸金業法違反で検挙しております。

(2) の事件、これは大阪、岡山等にありました中小企業を対象とした貸金業法違反等の事件でございますけれども、先ほどわりと小さな事件が増えてきていると申し上げましたが、これは比較的大きな事件でございまして、340人ぐらいに高利で金銭を貸し付けたということで、これにつきましては、貸金業法違反、出資法違反で検挙するとともに、組織的犯罪処罰法違反でも検挙しているという事例でございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、厚生労働省からお願ひいたします。

【厚生労働省】 厚生労働省でございます。社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長の熊木と申します。

資料5の「生活福祉資金貸付制度等について」をご覧いただければと思いますが、生活福祉資金は公的な貸付けの制度でございます。実施主体は、都道府県に置かれている社会福祉協議会、これは民間の福祉団体でございますが、社会福祉法という法律に根拠を持つ団体でございます。こちらが実施主体となりまして、低所得者、障害者または高齢者に対する貸付け等々を行っています。いわば、一般の金融からは排除されがちな方に対する金融のセーフティネットを構成しているということでございます。

貸付金の利子が資料の真ん中にありますが、連帯保証人を立てた場合には無利子、保証人を立てない場合であっても年1.5%という低利の貸付けとなっております。一番下にございますが、低所得者等が貸付けの対象でございますので、公費によって、事務費や貸付原資を負担しているということでございます。この場合、低所得者といいますのは、おおむね市町村民税非課税相当の方が該当します。

2ページ目は細かい貸付けの種類、3ページ目は予算措置の状況でございますので、説明を省略をさせていただきます。

4ページの実施状況をご覧いただければと思います。特に重要となりますのは、4番目にあります総合支援資金というものでございます。平成21年10月に、リーマンショックに対応して創設された制度でございまして、前の資料にございましたが、単身の場合は1月15万円まで、これを12回、12カ月間お貸しすることが可能となっております。

一番下の合計欄をご覧いただければと思いますが、貸付件数は、平成20年度は1万5,000件弱でしたが、平成21年度は6万2,000件弱、平成22年度は8万2,000件強、平成23年度は11万8,000件弱と、件数は増えてございます。これは総合支援資金の導入が大きいということと、直近の平成23年度では、震災の影響で緊急的な小口の貸付けが増えているということがございますが、いずれにしても貸付金額は平成23年度でご覧いただけますように、370億円ほどの状況となってございます。

今後については、5ページをご覧いただければと思います。今、生活支援戦略という形で、大きな制度改正について厚生労働省を中心に検討してございます。これは生活保護の受給者の方が増加や、それ以外にも経済的困窮の方が増加、あるいは社会的な孤立という問題もあるということに対して、総合的な生活支援のための戦略を立てていこうということで、この秋、遅くとも年内にはこういう戦略を立てたいということでございます。今、申し上げましたように、念頭に置いているのは、生活保護制度の見直しとその生活保護に至る前の第二のセーフティネットと言われている部分、新たな生活困窮者支援体系の構築を同時に行いたいと考えてございます。

1点だけご紹介したいと思いますが、6ページでございますけれども、この生活支援戦略の中で、総合的な相談窓口をつくって、経済的困窮ですとか社会的孤立という様々な課題に対して、総合的、包括的に相談体制を築いていこうということでございます。この中で、その方の状況に応じた支援をしていくということになりますて、その柱の1つが貸付け、家計再建ということになります。

ページを1枚飛ばしていただきまして、8ページでございますが、家計の再建ということで、どのようなことを念頭に置いているかということですが、右側に実践例がございます。福岡県、グリーンコープ生協の取組みでございますけれども、こちらでは生協が福岡県とタイアップをいたしまして、かなり所得の低い方も含めて貸付けを行っています。その際、単にお金を貸すということではなくて、面接、相談、指導といったものをかなり強調して、手厚くやるということをしております。この結果、かなり低所得の方にもお貸しをしておりますが、平成18年度から22年度末までで、貸倒れとなった方は5人に留まるということで、大変大きな効果を上げております。

したがいまして、今後は、こういった貸付けに対する相談というものを全国的に非常に強く展開していくことができないかということで、左側の図にありますように、資金の貸付けと家計再建相談をできればセットで提供していくことを、これを自治体の事業として、

構成できないかということで、現在、検討しております。こういう相談が制度化されると、今の生活福祉資金の貸付けは市町村民税非課税以下と申し上げましたが、生協等の民間貸付機関による貸付けと併せて、市町村民税非課税以上の方に対するセーフティネットとしても利用できるのではないかと考えております、こうした相談事業というものを展開していきたいというところでございます。

厚生労働省からは、以上です。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございます。続きまして、内閣府からお願ひいたします。

【内閣府】 自殺対策推進室の参事官の片山でございます。私のほうからは、自殺者対策についての全般的な状況説明をさせていただきます。

資料の6-1が今の状況でございます。もう既にご案内のことかと思いますけれども、自殺者の数は平成10年にいきなり上がって、それからずっと横ばいで、3万人以上、15年度のとき3万4,000人という状況にあります。最近は、平成21年ぐらいからは減少傾向に突入している。下のグラフが月別の自殺者数でございます。赤色の線が今年の実績でございまして、直近の8月が2,210人ということで、少なくなっています。黄色い点線の部分が昨年の状況ですが、昨年も震災が3月にあったわけですけれども、その後、5月をピークに上がって、下がってきたということとして、震災の影響が非常に大きいと考えられますが、一般的に自殺者はここところは減ってきてるといつていいと思います。

次のページは、年齢階級別の自殺死亡率の推移がございます。自殺者数を見ていただきますと、50歳から59歳が下がっていることがおわかりになると思います。むしろ、ほかの年齢層は下がっていないということなのですが、実は50歳から59歳というのは団塊の世代でございまして、総数が減っているので、見かけ上減っている可能性が高く、その下にある自殺死亡率を見ますと、実は50歳から59歳が下がっているというよりかは、むしろ60歳以上もかなり下がってきてるということです。一般的に自殺者というのは、高齢者の方が多いわけでして、こういうところが下がっていっている反面、なお若年層、20歳から29歳、30歳から39歳、こういったところは実はむしろ上がっている。これから自殺者対策は、若年層に対する対策が必要だといわれるゆえんは、こういうところにあるということでございます。

こういう状況を踏まえまして、国では平成18年に自殺対策基本法を制定しました。その後、指針として、翌年に自殺総合対策大綱をつくったわけですが、5年を目途に改正するというふうに書かれていますので、副大臣のご説明にありましたけれども、今回改正に至ったわけでございます。改正に当たっても、1年以上時間をかけておりまして、23年の3月に自殺総合対策会議で見直しすることが決まったのですが、その後、有識者が入っている推進会議でもんでいただき、さらには有識者会議に入っていない職能団体とか民間団体の声を聴取しました。また、地域における現場の声も聴取した上で、8月28日に閣議決定を行ったという経緯でございます。

資料の6-2が今、説明させていただきました自殺総合対策大綱の見直し後の全体像でございます。時間がありませんので、全部は説明できませんが、一番大きなところは誰も自殺に追い込まれることのない社会を明確にしたところです。その前までは生きやすい社会というキャッチフレーズだったわけですけれども、生きやすいという、自殺のリスクの高い、いわゆるハイリスク者向けの対策ももちろんやるのですが、それ以上に、その周りにいる国民全員がこの問題に取り組むべきだということを、それを副題にしているところでございます。それとともに、その下に赤く書いていますけれども、地域レベルの実践的な取組みを中心とする自殺対策への転換ということで、国が画一的にやるというよりも、地域の実情に応じて、実践的な取組みをすべきであろうということも明記しているところでございます。

特に自殺総合対策大綱のようなものを出しますと、例えば、第3の当面の重点施策という1から9まで出ていますけれども、それを全部しなくてはいけないと自治体等は捉えがちなのですが、そうではなくて、網羅的に取り組むのではなくて、ちゃんと選択して実情に応じたものを対策にしていただきたいということを明記しているところでございます。その中でも多重債務に関するることは、時間からいってちょっとしか今は紹介できませんが、例えば2枚めくっていただいたときの第3の当面の重点施策のところに3つ目のポツに弁護士、司法書士、薬剤師、理容師などさまざまな分野でのゲートキーパーの養成という、これにはもちろん自殺関係の法律問題の専門家というのも含まれているわけですけれども、そういうゲートキーパーの養成などがあります。多重債務の相談窓口の整備とセーフティーネット融資の充実という項目は、以前からもこの自殺総合対策大綱には含まれているところで取り組んできているところでございます。

最後ですが、その後に資料の6-3、地域自殺対策緊急強化基金という資料あります。

これは、平成21年から23年までの3年間で基金はつくっていただいたところですけれども、地域の方々からも非常に重要だということもありまして、今年も期限を延長して実施しているところでございます。これは国から都道府県、そして都道府県を通じて、市町村に交付しているお金でございます。事業メニューとして右側に書いていますけれども、対面型相談支援事業、電話相談支援事業、人材養成、普及啓発、それから強化モデル。強化モデルというのは、まさしく地域に応じた対策で、例えば多発地域、ハイリスク地といいますけれども、そういったところでの整備、開発事業とかに使っていただくようなものです。平成24年度は48億円ほどの交付要求がありまして、それを実施しているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございました。関係省庁の皆様、ありがとうございました。

それでは、ただいまの関係省庁からの説明に関するご質問ありましたら、お受けしたいと存じます。ご意見やご指摘などにつきましては、後ほどご発言いただく時間もございますので、この場はご質問のみとさせていただきたいと思います。ご質問ある方は挙手の上、ご発言をお願いいたします。いかがでございますでしょうか。

特ないようでしたら、次に移らせていただきたいと存じます。続きまして、民間委員の先生方から、今お持ちの問題意識、あるいは今後議論を深めていくべき点などにつきまして、順番にご発言いただきたいと存じます。なお時間の制約がございますので、恐縮ですが、お一方3分程度でお願いできればと存じます。

順番としては、私の手前からになりますけれども、まず浜田委員、よろしければお願ひいたします。

【浜田委員】 経済アナウンサーの浜田節子と申します。よろしくお願ひいたします。私は損害保険会社に勤務の後、ラジオNIKKEIの報道制作部にアナウンサーとして入社いたしました以来、経済番組を中心に活動してまいりました。多重債務者問題に関心を抱き始めたきっかけは、ファイナンシャル・プランナーの資格を保持しております、もともとバブル経済崩壊後、日本経済が低迷を続いている中で、どのように有効的な資産活用ができるか、ご提案できるか模索していたわけです。そんな中、深刻化した多重債務者問題の実態を知りまして、多重債務者の増加を食いとめるにはどうしたら良いのか取材を行いま

して、消費者金融の業態の現状の調査、生活経済に関するシンポジウムに出席するなどして、問題に取り組んでまいりました。

昨年5月には、東日本大震災復興支援といったとして、被災者の皆さんに抱えておられる二重ローン問題等をはじめとした大震災後の新たな多重債務者問題の実態と今後の効果的な行政、事業者、消費者の取組みを考えるというシンポジウムを開催いたしました。こちらに関しましては、主催は公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会様にお願いいたしました、経済産業省、金融庁、大田区に後援をいただきました。

そのほかラジオなどメディアを通じては、最近話題となっておりますクレジットカードの現金化問題など先ほど消費者庁、金融庁の方々から事例、などをお話しいただきましたが、それらの事例を取り上げまして、お金に騙されないよう、賢くお金とつき合っていくには、どうしたら良いかなど、賢い消費者生活の金融リテラシーを高めて頂くべく、啓蒙活動を行っております。

さて、昨今のお金にまつわる社会的事件は、高齢者や社会的弱者をターゲットにしたさまざまな手口で影を潜める様子もございません。犯罪を犯す側は表面的ではあれ、お金・金融の知識を学んで、巧みな言葉で金融知識の薄い人々を騙しにかかっておりまます。一般に日本の学校教育では、欧米に比べまして、お金・金融・投資についての教育がなされていないという話を耳にいたします。少しでも、お金・金融・投資についての基礎知識があれば、こうした犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、逆に賢くお金とつき合っていくことができるのではないかでしょうか。金融リテラシー、すなわち金融の知識を身につけることによって、お金のことで騙されたり、損をしたりということを少しでも世の中から減らしていきたい。そして、正しい知識と理解のもと、金融機関を利用してほしいという思いがございます。

今回の懇談会は、借り手側の立場に立って審議を行うというスタンスであるということですので、少しお話がそれてしまいますがお金を借りるということは、正常な経済活動であると認識することが大事だと思います。銀行や貸金業者はお金を貸すということが、正当な経済活動であるとともに経済の発展を牽引するのだという認識が大切なのではないでしょうか。そのためには、金融機関はお金もうけのためにお金を貸すというのではなくて、お金を貸すことによって、借りた人がどれだけ経済的に成長すべく、そのお金を有効に使えるのか考えた上で、貸してあげているという、上から目線ではなくて、消費者のためになる金融商品を売っているという自覚を持って、顧客目線で営業することが必要なのでは

ないかと考えております。

私は、それが多分、政府、金融庁の考えておられることであろうと思っております。よく銀行、金融機関いじめのための規制強化等の声も聞かれますが、金融庁としては金融機関に適正な業務をやってもらうことで、業界がさらに発展してもらいたいという気持ちでこういう法律をつくられたのだと信じております。

次にクレジットカード現金化等問題につきましてですが、まさに法の境目をつく違法な業務です。警察は一部の業者の摘発を行っていらっしゃるという資料もございますが、全国的に見ますと、まだ不十分というお話を聞いております。警察庁、金融庁に現行法を適切に運用するとか、必要であれば、立法措置を国会に働きかけるなど、このような不健全な業者を適切に取り締まれるように対応を行っていただきまして、これ以上、消費者がお金の問題で騙されたり、悩んだり、ましてや自らの命を絶ったりすることのないような社会を築いていただきたいと思っております。

結論といたしましては、金融庁の相談室ではお金の問題は必ず解決できると励まして、日本貸金業協会、法テラスなどと連携されまして、債務の整理については一定の解決ができるようになってこられたのではないかと思います。しかしながら、今議論しております多重債務者は、債務整理をしただけでは何ら本質的な解決にはなっていないと思います。そもそも多重債務に陥るのは、自分の収入に見合った生活ができずに安易にお金を借りてしまうことから始まる人も多いのです。このような方に、家計管理の仕方、収入に見合った生活の知恵を丁寧に教える専門家へのアクセスがもっと簡単にできるように対応する必要があると考えております。

加えまして、頭では家計管理のことなどわかっていても、ギャンブル依存ですとか浪費依存などで心の問題を解決する必要のある方もいらっしゃいます。先ほど、資料にもございましたが、このような方にはいきなり病院でやはり受診しろと言っても、なかなか難しいわけですから、臨床心理士のような専門知識をお持ちで、適切に精神科医と連携のとれていらっしゃるカウンセラーにも簡単にアクセスできるように促す必要があるのではないかと考えております。以上、簡単ではございますが、自己紹介並びに問題提起をさせていただきました。経済アナウンサーの浜田節子でございました。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございました。続きまして、新里委員、よろしくお願ひいたします。資料もご用意いただいているようでございます。資料の7でございます。

【新里委員】 はい。それでは、弁護士の新里でございます。資料7を見ながら、簡単にご説明させていただきたいと思います。

1枚目としましては、今回の貸金業法改正が、深刻な多重債務対策ということで、なされたということについて、高く評価をしておりますし、その結果としても、先ほど金融庁からご説明いただいたように多重債務者が5社以上の借り入れの方は、大変減少しているという形で、効果が出ているのではないかなと思っております。私の資料の3枚目を見ていただきますと、自己破産件数の推移を上のほうに掲げておりますけれども、サラ金規制法ができたときには、2万件台だったのが、98年のときに10万件を超える。実は、この年に自殺者も3万人を超えるという状況で、それ以降14年間、自殺者が3万人、それから自己破産者が10万人を超えるという状況でしたけれども、昨年は10万件で、今年は8万件ぐらいまで減るのではないかという意味では、この法律の効果によって、ここまで来た。それをやはりきっちと継続していくことが必要なのではないかというふうに思っているところでございます。

さらに言えば、自殺の問題について大きな問題ですので、日弁連としましては今年の10月4日、佐賀での人権大会で、自殺問題を大きな課題として取り組む予定でございます。

次のヤミ金の被害については、もう既に警察庁から出ましたので、割愛させていただきます。全体として6ページのところを見ていただいて、課題としては個人向けのセーフティネット、これは厚労省さんからも出ましたけれども、ここをきっちと充実させていく。いわゆる家計相談と生活再建のための融資制度をきっちと確立するということが、求められているのではないかなと思います。

ただ、次の中小企業の分でございますけれども、よく金融円滑化法の出口のところという話もありますけれども、このところをどう進めていくのかどうか、やはり中小企業がほんとうに傷んでいるという中で、ここを主とした支援をする仕組みをぜひご議論いただいて、実効性のある対策をさらに進めていただければと思っています。ヤミ金の対策につきましては、摘発によって、クレジットカードの現金化のほうが少し抑え込まれたと思っておりますけれども、中小企業者を狙う手形、システム金融という業態があって、これについて不渡り回避の問題があって、ここを何とか知恵を出して、例えば被害届を出した場合に、異議申立提供金を積まずに不渡り回避できるとか、何らかの対策がとれないのだろうかと思っております。それから口座については、すぐ凍結がなっているわけですが、それとも、取り立てが警察から警告しても、とまらない。携帯電話の停止について積極的な

対策が必要と思っています。ぜひ、この会議でも前向きな、さらに多重債務対策を進めるような議論をしていただければ助かるなと思っております。

以上でございます。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございます。

続きまして、田澤委員、よろしくお願ひいたします。

【田澤委員】 全国消費生活相談員協会の田澤でございます。私どもの協会は、全国の消費生活相談の窓口で、消費生活センター等の相談窓口で、相談員をしている者が多くを占める団体でございます。ですから、今回の問題でいいますと、多重債務相談を窓口で受けている、そういう仲間がたくさんいるということでございます。週末だけではございませんけれども、私どもも消費者の方からの相談を受けておりまして、やはり多重債務、それからサラ金、フリーローンに関する相談というのは、減っております。これはまさしく貸金業法、出資法の改正の効果であるということで、大変評価しております。

ただ、数は減ってきてているけれども、数はたくさんあるという、これをもっと減らしていかなければならないと認識しているところです。

少し自己紹介的な形になるかもしれませんけれども、私が相談員を始めました二十数年前、こういう多重債務問題というのは消費生活相談ではないと、一部の消費生活相談の窓口の認識があって、そんなことに時間をかけてはいかんと。もっとたくさんやることがあるというところで、いや、多重債務問題こそ、消費者問題であると相談員は認識して、当時はまだ弁護士会との連携もうまくいっていませんでしたので、例えば、消費者の方が来たときにカードをこんなにたくさん厚みのあるものを輪ゴムでとめて、これがこんなにあるんだけれども、返せない。どのぐらい債務があるんですかというと、いや、幾らかわからない。

幾らか数えるのさえ怖いというような方たちがいらしたときに、一体、どこにつなげて、見守って、やっていけばいいのかということを、それぞれ相談員が工夫しながら、活動してきた。ほんとうに昼も食べる時間もないほど、こちらに任せ、あちらに任せというふうに、それぞれの方に債務の内容を書き出してもらう。書き出すと、とても書けない。だから、それを手伝いながらやって、そして、弁護士会のほうにご案内する。それから、戻ってこない。戻ってこないというのは、きちんと先生のところに行ったかどうかということを確認するような工夫をして、やってきた。それが二十数年後にここまで来たということについて、ほんとうに感慨深いものがございます。

この会議に、ぜひお願ひしたいのは、多重債務相談の前線に立っている窓口がどのようなことを実際にしているのか、各自治体等によって、いろいろと同僚の話を聞きますと、違うようですので、その辺の実態、標準的なモデル的なすばらしいというところでなくとも、実態として、標準的にこういうことをいろいろなところがやっていて、各窓口との連携に問題はないのかといったようなことを少し報告していただきて、検討することができたらと思っております。

それから、あとクレジットカードの現金化の話ですけれども、ここには決済代行が必ず入っているわけで、これは今まで議論されているかと思いますけれども、その辺のところにもしさわれたらいいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございます。続きまして、高木委員、よろしくお願ひいたします。

【高木委員】 全国銀行協会の高木でございます。銀行界もこの懇談会の一員として参加させていただくということになりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

多重債務者の対策につきましては、先ほど来、いろいろとご説明がございましたとおりでございますが、改正貸金業法の施行によりまして、新たな多重債務者の発生を抑制する一方で、借り手対策として、平成19年に「多重債務問題改善プログラム」が策定され、相談窓口の整備、強化ですとか、多重債務者の発生予防のための金融経済教育の強化といった施策が掲げられたところでございます。また、22年の4月の「借り手の目線に立った10の方策」におきましては、多重債務者に対するカウンセリング・相談のさらなる改善、強化などの施策が掲げられまして、関係省庁等におかれましては、これらの施策の推進にご尽力をされてきたと認識をしております。

私も協会といたしましても、これらの施策を踏まえまして、多重債務問題について、相談窓口の整備ですとか、多重債務の防止啓発活動、さらには金融教育活動、こういうものが重要という認識を持ちまして、さまざまな取組みを行ってまいりました。具体的な一例を少しご紹介申し上げますと、まずは相談窓口の整備につきましては個人向けのローンの利用者の方々などを対象にいたしまして、11年の4月からカウンセリングサービスの受付窓口を設置をいたしまして、多重債務で困っていらっしゃる方のご相談につきまして、電話によるカウンセリングサービスなどを実施しております。

また、「多重債務問題改善プログラム」などにおきますカウンセリングサービスの重要性の高まりを受け、相談日を増やしたり、相談員の数を増やすといったサービスの拡充にも

努めてまいりました。また、多重債務者の生活再建のためのカウンセリング事業に取り組んでいらっしゃいます、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会の活動の趣旨にも賛同いたしましたし、平成14年以降、賛助会員となり、会費という形で資金協力をしてまいっております。

多重債務問題防止のための取組みといたしましては、全国の会員銀行の営業店などで多重債務防止啓発ポスターを掲出をしたり、雑誌広告、インターネット広告を行っておりますほか、例年でございますが、11月には消費者信用関係団体と協力をさせていただきまして、キャンペーンの実施をいたしております。

また力を入れておりますのは、金融教育活動でございまして、パンフレットですとか、ビデオを作成・配布させていただきまして、教育の現場で活用をいただいております。また金融教育に関する出張講座も行っておりまして、ご要請がありますと、講師を派遣をし、金融教育活動を行っており、この件数も最近は非常に伸びてきております。

以上、私どもの活動を少しご紹介申し上げましたけれども、私どもといたしましては、この懇談会の議論を参考にいたしながら、また引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございます。続きまして、竹島委員、よろしくお願ひいたします。資料も資料8ということで、ご用意いただいているようでございます。

【竹島委員】 自殺予防総合対策センターの竹島でございます。自殺予防総合対策センターは、平成18年の10月に自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援するために独立行政法人国立精神・神経医療研究センター内に設けられました。現在、自殺予防総合対策センターでは、調査研究を基盤にして、情報発信、研修等に幅広く取り組んでおります。特に我々に求められているのは、国、地方公共団体、関係団体、民間などと連携をとりながら、自殺対策の技術的な発展に寄与していくことであり、それが我々の大きな役割であろうと考えております。

自殺について、先ほど自殺者数が徐々に減少の兆しがあるという話があったのですが、自殺予防をどうやって実現していくかということになりますけれども、基本的には、自殺の危険因子といわれているもので、介入可能なものを減らし、それから予防因子といわれるものを強化していく。その結果として自殺が減少していくという、そのような手法になるという感じを持っております。その中で、介入可能な危険因子は何であるか、強化可能な保護因子は何であるかということが重要な観点であると思います。

ちなみに我が国の自殺につきましては、98年に急増いたしました、その当時の社会経済状況等が影響あるものという考え方から、自殺の背景にある社会的要因が非常に注目を集めました。これは、非常に大事なことではありますけれども、もともと日本の自殺死亡率が諸外国に比べて歴史的にも高かったという事実が見落とされております。例えば中高年男性の自殺が多いという話はございますけれども、人口動態統計の分析では、離別、それから無職の男性が特に高いという点は、これは急増以前から共通した傾向でございます。つまり、孤立を余儀なくされる人たちの問題が、看過されてきていたのではないかという大きな問題があります。

幸いに、自殺予防対策の大綱の見直しがあります、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因、それから健康問題や家庭問題等、一見、個人の問題と思われる要因ではあっても、社会的支援の手を差し伸べることによって自殺の予防をすることは可能であるという観点が強調されております。それから、また大綱の見直しによりまして、全般的予防介入、選択的予防介入、それから個別的予防介入という、対象に応じた取組みを進めていくべきであるということが挙げられております。今回の多重債務者等のことにつきましても、この観点と合わせていくことによって、より効果が上げられるのではないかと考えております。

我が国の自殺の問題は、先ほど申しましたように平成10年の急増を機に大きくクローズアップされ、その社会的要因に注目が集まりました。これは、私は非常に重要な点であると思いまして、自殺死亡率が高いのは、今、日本よりも韓国が高いぐらいになっておりますけれども、急速な経済成長と社会の急激な変革というものが伴う中で起こっている現象であるという点は否めないところがあると思います。ただし、今まで各国の自殺予防対策で、エビデンスが明確であるのは、精神保健への問題への対策、それから自殺手段への対策です。こういった状況にあるのであります、その社会的要因というだけでは漠然とした対策になりがちで、効果的な対策になかなか結びつけにくいのではないかという問題がございます。

その意味で、今回、こういった金融庁の会議に入らせていただいたのは、大変重要なところでございまして、おそらくは多重債務等の借金の問題は、家族問題、またはそれと一緒にメンタルヘルスの問題も同時に引き連れている可能性があって、多重的な困難を抱えている人たちへの対策を効果的に進めるという意味では、非常に大事な連携の機会なのではないかと考えておりますので、我々としてもこれについては積極的に取り組んでまいり

たいと思っております。

その中で特に私どもが貢献をしたいポイントといたしましては、メンタルヘルスの問題等を抱えているために、例えば支援策を講じても、そこにアクセスをしようとしている。アクセスすることができないという問題がある。その点が、支援者の側でも、どうしていいかわからない。困惑をする。あるいは逆にせっかく支援をしたのに、その支援したお金をギャンブルとかに使ってしまったり、アルコールに使ってしまったりすると、何でこの人がこういうことをするのだろうという戸惑いを感じさせる、腹が立つという現象を起こしてくるのであります。そういった支援の困難な人、支援のアクセスの低い人たちをどのように支援するかという課題については、メンタルヘルスの領域から、そのことがなぜどうして起こっているかといったことを理解するということが重要になってくるかと思いまますので、そのようなリンクができると思います。

具体的には、それはメンタルヘルスの支援と社会的支援をどのようにリンクできるかという、それをシステム面、集団で考えていくことと、支援を個別に応じてやっていくことをどのように組み合わせるかということ、その点でいろいろ議論ができたらと思っております。うまく行動できない人の問題をどう考えるか。多分、この部分が中核的な問題として残ってくる可能性がありますので、そこでいろいろお話ができたらと思っております。繰り返しになりますけれども、アクセシビリティーの低い人たちの問題をどう考えるか、ここを少し考えていけたらと思っております。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございました。続きまして、重川委員、お願いいいたします。資料9ということで、ご用意いただいております。

【重川委員】 私、専門分野といたしまして、家庭経済学、あるいは生活経営学という分野を専門にしております。大学の中では、教育学部の中で主に家庭科教員の養成にかかわっております。今回、問題提起ということで、大きく2つの点について取り上げたいと思います。既に先ほど各省庁からご説明がありましたけれども、多重債務問題改善プログラムの中にも取り上げられている問題になります。

まず第1点目といたしましては、個人向けのセーフティネット貸付けの充実についてです。先ほどもお話がありましたが、厚労省の方の話の中でも出てきた話ですけれども、現在、多重債務だけでなく生活困窮に陥って、非常に困難な状況を抱えている方々が増えていきます。資料の図に示しているように、さまざまな要因によって、相談がなかなかできにくいような状況があるところにこういう窓口をつくり、貸付けがあることで相談に結びつ

けるということをまず行って、そこから総合的なアセスメントを行った上で、返済できそうな方には貸付けを行う、あるいは返済できない方も含めまして、必要なさまざまな支援に結びつけていくということが可能になるかと思います。ただ、実際なかなかこの事業が広がっていくということにはなっていないようで、そこで事業推進上の一般的課題について、まず幾つか挙げたいと思います。

資料に示しておりますが、まず大きくは先ほども厚労省の資料にグリーンコープさんの例がありましたが、今行っているほかのところも含めまして、貸し倒れが非常に低いという実態はありますが、それでもやはり貸付原資の確保、あるいは債務保証の仕組みが非常に重要になります。あと貸せない方も含めまして、丁寧なケアを行っておりますので、これら事業を行うため、経費が非常にかかるということで、事業経費の安定的な確保も問題になってきます。これらの制度とのかかわりもありますが、資料には書いてはいないのですけれども、今2つ挙げた制度との関連で、状況によっては総量規制の適用除外ということも検討課題になるかと思います。

これらがあることによって、今行っている既存の機関の持続可能性を高めていくとともに新しく取り組もうと思うところは取り組みやすくできるのではないかと考えます。また今行っているところは、先ほどの生活福祉基金などに比べますと、金利が高いものですから、このような制度があることによって、金利の低下など貸付利用者にとっての利便性も考えられるのではないかと思います。私、生協関係でセーフティネット貸付けを行っている方々と一緒に調査研究を行っておりましたので、生協で今後このような事業を進めているとするときの制度的な課題を、資料には2つ挙げております。

まずは、生協ですので基本的には組合員の方ということになるのですが、組合に限らず員外利用の許容、もう1つは新しく信用生協というものを立ち上げようとした場合になかなか立ち上げが難しいハードルがありますので、それを緩和していくようなことも検討課題になるかと思います。

もう1点、こちらも先ほどのプログラムの中に既に入っておりましたけれども、予防的学習の推進が非常に重要になってくるかと思っています。もちろん学校教育だけではなく、生涯を通じて、さまざまな場面の中で予防的な学習というが必要になりますけれども、学校教育の中で見てみると、日常生活に則した家庭経済とか家計管理についての学習を行う教科として、家庭科という教科があります。平成元年の改訂におきまして、高等学校で男女ともに学ぶ教科になっており、4単位必修ということでやっていたのですが、現在、

2単位から4単位の必修になっています。今回の学習指導要領の改訂の中では多重債務問題についても取り上げるとのことになっておりますが、2単位ということになると、時間数として非常に厳しいので、可能であれば高等学校の中で従来のように4単位の必修化ということもひとつ検討課題になるかと思います。

以上、簡単ですけれども、よろしくお願ひいたします。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございます。続きまして、飯島委員、よろしくお願ひいたします。

【飯島委員】 日本貸金業協会の飯島でございます。私どもの日本貸金業協会は、貸金業の規制法から貸金業法に改正をされました、さきの法改正によりまして、内閣総理大臣の認可によって、設立をされました特別認可法人の業界の自主規制機関でございます。この12月で設立から5年となります。私どもの日本貸金業協会は貸金業の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護、この2つを目的としておりまして、協会員に法令遵守を徹底するとともに、相談対応、苦情処理、紛争解決及び金融知識の広報、啓発並びに自主規制機能を強化するために、協会員の監査及び業務研修会の実施、そのほか多彩な業務を推進しております。

私どもの協会の多重債務対策を一部ご紹介をいたしますと、広い意味では、貸金業相談・紛争解決センター、いわゆる金融ADRが利用者であります消費者の窓口となっておりまして、返済困難等の相談の窓口となっております。年間約4万3,000件ほど相談を受け付けております。相談への対応、苦情の処理、それから紛争の解決に当たっておりますけれども、特に多重債務者対策としては、生活再建のためのカウンセリング、これも実施をしておりまして、設立以来、464人に対して、3,490回、平成23年度でも179人、949回カウンセリングを実施しております。

また多重債務者を生まないための施策といたしましては、消費者向けの啓発活動を展開しております。高校、大学等の学生を対象に延べ97回4,226人に啓発教育を実施しております。昨年度は、私どもの協会がつくりましたローン・キャッシングQ&Aというパンフレットが、消費者教育支援センターから優秀賞を受賞しております。さらに各自治体が主催しております多重債務者対策協議会にも参加をいたしました。キャンペーン等にも積極的に参加しているところであります。さらに私どもの協会のホームページに消費者専用のサイトを設けておりまして、家計やりくりチェック、家計管理診断、借入余裕度診断、返済シミュレーション、消費行動診断、こういったコーナーを設けておりまして、

消費者がみずから家計を見直すためのサービスも提供しています。

お時間をいただければ、改めてご説明をさせていただきます。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございます。最後になりますが、安藤委員、よろしくお願ひいたします。

【安藤委員】 日本司法書士会連合会の安藤です。よろしくお願ひいたします。

私どもは多重債務問題に関しましては、自死の防止、あるいは貧困対策を考えて、総合的にいろいろな活動を行っております。その一たんをご紹介させていただきます。まず今年の2月に生活困窮者のための把握の連携と、それから生保の適切な運用を求めるということで、会長声明を出しております。これは、当時、さいたまであるとか札幌であるとかで餓死、孤独死が多いという事件がありましたので、それに対して、我々がすべきことを提言している会長声明であります。

それから、引き続きまして、今年の7月には生活保護法の改正という話がございましたので、それについて、切り下げには反対をしようということで、会長声明を出しております。もう一つ最後に8月1日には、賃金業法の改正に関して、18年の改正を高く評価したという意味での会長声明を出しております。幾つか会長声明を出しておりますが、それに基づきまして、いろいろな活動をしております。特に全国、50の司法書士会がございますが、そこで今140ぐらいの総合相談センターを開催しております。そこで相談、あるいは法テラスからの紹介によります電話相談を毎日行っておりますが、これの相談が自殺者の減少の一端を担っているのではないかなど自負はしております。ただ相談の中でもなかなか難しい問題がありまして、我々が自死とかに対するゲートキーパーの担い手であるという認識を持った上で相談のスキルをどのように磨いていくか。あるいは寄り添い型の相談をどのように実施していくかという視点での検証を行ったり、実際にDVDをつくったりをしております。

もう一方では、地域での消費生活相談との連携を考えておりまして、幾つかの地域、今年も大分、和歌山、茨城というところで共同のシンポジウムを開催して、連携を実際に模索していこうということを実施しております。もう一つの方法としまして、消費者教育ということで、これも全国50の司法書士会でここ数年延べ500から600校の高校などに關しまして、出前教育を行っておりまして、年々非常に増えていることもあります。50の司法書士会のうち45ぐらいの司法書士会では毎年行っているという実績もありますので、ここは今、特に力を入れて行っているところであります。

最後に、これが重要な点かなと私たちは考えておりますが、先ほどの会長声明の話にもありました。生活保護の支援のための相談、あるいは同行ということも会として行っておりますが、そこで何のための生活保護なのかなと考えるという声が会員の中から上がってまいります。もう一度その辺は考え直して、セーフティネットをもっと強化、充実していく必要があるのではないかなと思っております。以上です。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございます。民間委員の皆様、それぞれの観点からの貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、この後、自由討議の時間とさせていただきたいと思います。これまでの関係省庁からの説明、それから民間委員の先生方、皆様、それぞれのご意見を踏まえまして、ご発言のある方は挙手でお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

それでは、新里先生、お願ひいたします。

【新里委員】 先ほど、触れたのですけれども、中小企業庁のところをどう支援するのかというところで、私のほうで出しました資料7の6ページのところに、新しい中小企業経営力強化支援法ができて、その体制をつくるということですけれども、さらにその強化が必要ではないのかということがあって、今日は中小企業庁の方はいらっしゃっていないかも知れない。何か対策の検討があれば、重要な課題なのかなと思って、少し教えていただければ思ったりしているところでございます。

【村山消費者政策課長】 中根政務官、特にございますでしょうか。

【中根政務官】 経産省でございます。経営力強化法、さきの通常国会で成立をしていただきました。金融円滑化法の出口戦略の一環ということでもありますが、まさに今、金融機関、あるいは税理士など専門家の方々からの申請を受けて、認定事業者の選定作業に入っているところでございますけれども、今までのお話がありましたように、そういう専門の知識、あるいは経験豊富な方々がいろいろと問題を抱えた方々に対して、適切に相談を受け、また適切なアドバイスを与えると、こういったキャッチボールを行うということによって、さまざまな困難な状況からの出口をお互いに見出す努力をしていく、寄り添い型の支援をしていくということで、まだ始まったばかりの法律の運用でございますけれども、ご指摘をいただきましたので、しっかりと法律の立法の趣旨にのっとって運営をしていきたいということでございます。

【村山消費者政策課長】 ありがとうございます。ほかいかがでございますでしょうか。

特ないようでございましたら、第1回目の会議でございますので、そろそろ閉会の時間も迫ってまいりました。ここで、討議を終了させていただきたいと存じます。出席者の皆様、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして、中塚金融担当副大臣から一言お願ひいたします。

【中塚金融担当副大臣】 本日は、ご出席の皆さんから大変に貴重なご意見、特に多重債務問題というのは、ほんとうにいろいろな要素がございます。それぞれご専門の見地からのご示唆に富んだご発言をいただきまして、ほんとうにどうもありがとうございました。この懇談会の開催ですけれども、ほんとうに有意義なことだと思っております。多重債務問題のみならず、消費者向けの金融という視点からも今後いろいろ検討していかなくてはなりませんし、今日はまた委員の皆さん方から、生活そのものについてのご意見を頂戴をしたところであります。ぜひそういう専門的な見地からのご意見、さらに頂戴をいたしまして、政府といたしましても、関係省庁、部局、より多く連携をしながら、それぞれと一層取り組んでいきたいと、そう考えておりますので、どうぞまた今後ともよろしくお願ひします。今日はほんとうにどうもありがとうございました。

【村山消費者政策課長】 中塚副大臣、ありがとうございました。

それでは次回の懇談会は、二、三ヶ月後をめどに別途日程調整をさせていただいた上で、開催することとしたいと思います。本日はご多忙の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。以上をもちまして、第1回目の本懇談会を閉会させていただきたいと思います。ありがとうございました。

了